

平成 28 年度
雨量等防災情報提供システム

要求仕様書

平成 29 年 2 月

長 野 県

1. 業務概要及び特記事項

1.1 業務名

平成 28 年度 防災・安全交付金(情報基盤総合整備)事業に伴う雨量等防災情報提供システム
構築業務

1.2 目的

土砂災害防止法が一部改正(平成 27 年 1 月施行)され、円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供として、土砂災害警戒情報が新たに法律上に明記されるとともに、併せて土砂災害対策基本指針も変更された。

この法改正等において、都道府県は市町村長が避難勧告等を的確に発令できるよう、避難勧告等の対象地域の判断に資するために、きめ細かで、分かりやすい防災情報の提供が必要となった。

また、長野県の雨量等防災情報提供システムについては、運用開始から 5 年経過したことで、機器の老朽化により維持管理費の増加が課題となっている。

これらのことを踏まえ、平成 27 年度に検討された雨量等防災情報提供システム機能強化基本設計に基づき、新たな防災情報提供システムの構築および運用を行うことを本業務の目的とする。

1.3 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

企画提案書により提案された見積書を基に下記を予定している。

平成 28 年度 構築業務	平成 29 年契約日～ 平成 30 年 3 月	公募型プロポーザル方式の特定者との随意契約
平成 30 年度以降 運用業務	平成 30 年 4 月～ 平成 35 年 3 月	構築業務受託者との年度毎の随意契約(5 年)

平成 29 年度以降の業務についても企画提案書により提案された見積書を基に予定価格を定めることとしている。

1.4 業務内容

「平成 27 年度情報基盤総合整備事業に伴う雨量等防災情報提供システム機能強化基本設計業務」における基本設計を考慮し、以下の内容を行うこと。

『【別添】平成 28 年度雨量等防災情報提供システム基本設計』を参照のこと。

(1)システム構築

1) 詳細設計

下記の項目についてシステムの検討を行い、詳細設計書の作成を行うこと。

- ①雨量等防災情報提供システムに関する機能および機器の詳細仕様
- ②外部システムとの接続に関する詳細仕様
- ③防災情報提供機能の強化に関する詳細内容の検討

2) システム構築

詳細設計に基づき、雨量等防災情報提供システムの構築を行うこと。

また、提案では雨量等防災情報提供システム構築業務の範囲について明確にすること。

(2)システムの運用

構築したシステムは平成 30 年 4 月運用開始、平成 35 年 3 月末まで運用を行えるようにすること。

1.5 特記事項

・平成 30 年 4 月からの運用にあたり、平成 30 年 1 月(予定)から周知をおこなうため、提案時に構築時の大まかな工程について表記すること。また、周知を行うための資料を作成すること。資料は一般向け、市町村防災担当者向けに提供システムの操作方法や活用にかかる解説書とし、HPにも掲載を行うこと。

・メール通知システムや諸情報を通知した場合、想定した集配連絡体制など原因特定や対外的説明のために情報記録リストを整備掲載すること。

・CL の見直し作業が適宜生じる見込みであり、柔軟に対応するためのシステム構成とする。その場合、費用は別途とする。

1.5.1 業務実施体制

(1)監督員

県は、監督員を定め受託者に通知する。

(2)配置予定技術者

受託者は、技術提案書で提案した配置予定技術者を県に通知すること。なお、業務の履行期間中、県があらかじめ承諾した場合を除き、変更は認めない。

技術者は、監督員が指示する業務に関連する県の各部署及び外部の関係者と十分協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

1.5.2 業務の着手

受託者は、契約締結後 7 日以内に業務に着手しなければならない。着手とは業務実施のために、監督員と協議を開始することをいう。

1.5.3 協議

受託者は、着手時、詳細設計終了時、システム構築完了時、成果品納入前、運用期間の各年度の開始時および完了時に協議を行うこととする。協議時には、その都度協議記録を作成し、監督員の承認を得ることとする。

また、詳細設計時および構築時については定期的な進捗確認、問題点の早期発見・解決のため、1週間に1度定期報告を行うこと。

1.5.4 業務計画書

(1)受託者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

(2)業務計画書には、業務概要、実施方針、業務工程、組織体制、協議計画、成果品の内容及び部数、使

用する基準、連絡体制、その他必要な事項を記載することとする。

(3)監督員の指示した事項については、受託者はさらに詳細な資料を提出しなければならない。

1.5.5 検査

完了時の検査は、管理技術者が受けなければならない。完了時とは、システム構築完了時(運用開始前)および運用期間の各年度末をいう。

1.5.5 新旧システムの切り替え及び運用停止

新旧システムの切り替えに伴うシステムの停止及び欠測は、可能な限り短い期間となるよう調整するとともに、発注者の承諾を得ること。

1.5.6 データ移行

現行システムの公開データ(過去データを含む)を新システムへ移行すること。また、現行システムで登録済みのメールアドレスを新システムにて引き継ぐこと。

1.5.6 貸与品

受託者から要請のあった資料については、業務実施において必要と認められ、貸与可能な場合は貸与する。

1.5.7 成果品の部数

受託者は、全ての成果品について次の部数を提出すること。

- ・紙媒体 2 部
- ・電子媒体 各 2 部(電子データは 2 次利用可能な形式とする)

成果品については下記のものを含めること。

- ・詳細設計書
- ・ハードウェア一覧
- ・ソフトウェア一覧
- ・ネットワーク構成図
- ・他システム連携説明書
- ・試験計画書
- ・移行計画書
- ・運用計画書(運用設計書)
- ・協議記録、業務計画書、その他補足説明で用いた資料 等
- ・その他、監督員から求められたもの
- ・ハードウェア構成図
- ・ソフトウェア構成図
- ・試験結果報告書

1.5.8 その他

本仕様書に定めのない事項等については、監督員と協議の上決定すること。

2. 業務仕様

長野県の実施する入札制度を十分に理解した上で、以下の要件を満たしたシステムの詳細設計・構築・運用を行う。なお、これらに要する費用について提案をすること。また、新システムの運用開始後、現行システムの機器の撤去を行うこと。

2.1 システムの詳細設計・構築

以下に求める仕様で詳細設計を行うこと。また、作成した詳細設計に基づき構築を行うこと。

(1) 基本要件事項

基本設計の基本要件事項のとおり。

(2) 新システム機能概要

基本設計の新システム機能概要のとおり。

2.2 防災情報提供システムの運用

運用業務の内容については、『【別添】雨量等防災情報提供システム運用管理業務仕様書(案)』を参照し、同等の水準を維持すること。

前 2.1 で構築したシステムを運用し、障害等が発生した場合には速やかに復旧する。

基本設計の基本要件事項に加えて、以下を満足すること。

- ・常時(24 時間 365 日)運用状況を監視すること。
- ・監視内容については異常検知が可能なように十分に検討を行う。
- ・蓄積部データについてバックアップを行い、必要に応じて復元する。
- ・長野市内に保守要員を配置できること(平日日中のみで可)。
- ・障害発生時は迅速に対応すること。
- ・ハードウェア故障時は現地(オンサイト)にて交換修理を行う。
- ・障害対応についての経費は、本契約の運用経費に含むものとする。
- ・セキュリティや情報漏洩について十分に注意して運用を行う。
- ・誤情報配信時はすみやかに訂正および削除を行う。